

介護保険サービス事業者 各位

神戸市福祉局監査指導部

業務継続計画についての研修及び訓練の年間必要実施回数について（通知）

平素は、本市介護保険事業の運営にご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、介護保険サービス事業者の皆さまより、掲題の研修及び訓練の必要実施回数について複数お問い合わせをいただきましたことを受けて、厚生労働省老健局に照会し、回答をいただきましたので、下記のとおりお示いたします。

記

【研修について】

運営基準及び解釈通知においては、業務継続計画の研修について、必要実施回数が規定されています。

必要実施回数について、「**定期的（年 2 回以上）**」と規定されている場合、1 年の内に日時の異なる 2 回以上の実施が必要です。

ところで、研修内容は、「感染症及び災害について」と規定されていますので、1 年の内に、感染症、災害の両方の内容について研修を行っていただく必要があります。この要件を満たすために、たとえば 1 回目において感染症について実施し、2 回目において災害について実施し、合計で 2 回といった形でも差支えありません。

一方、「**定期的（年 1 回以上）**」と規定されている場合、1 年の内に 1 回以上の実施が必要です。たとえば年 1 回の実施とする場合には、その 1 回において感染症、災害の両方の内容について実施する必要があります。もちろん、研修を 2 回以上実施し、感染症と災害を別の回としても差し支えありません。

【訓練について】

訓練についても、研修に同じです。

※各サービス種別に関し、何回実施が必要とされているかについては、別紙 1「各サービス種別 業務継続計画に係る研修・訓練の必要実施回数について」にてご確認ください。

以上

補足）令和 6 年度介護報酬改定により、業務継続計画については、未策定の場合に減算が適用されることとなっていますので、ご注意くださいよう、合わせてお知らせします。

神戸市福祉局監査指導部 介護保険サービス・法人指導監査担当
（施設指導担当／居宅通所指導担当）
〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1

※制度に関する質問は、専用の質問フォームよりお願いします。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/20220104situmonn.html>

別紙１「各サービス種別 業務継続計画に係る研修・訓練の必要実施回数について」

サービス種別	必要実施回数	規定する運営基準等	左の「運営基準」、「解釈通知」に係る補足
訪問介護	研修：１回以上 訓練：１回以上	運営基準 第30条の２第２項 及び解釈通知	・「運営基準」とあるのは、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）を指す。 ・「解釈通知」とあるのは、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）を指す。
訪問入浴介護	研修：１回以上 訓練：１回以上	運営基準 第30条の２第２項（第54条による準用） 及び解釈通知	
訪問看護	研修：１回以上 訓練：１回以上	運営基準 第30条の２第２項（第74条による準用） 及び解釈通知	
訪問リハビリテーション	研修：１回以上 訓練：１回以上	運営基準 第30条の２第２項（第83条による準用） 及び解釈通知	
居宅療養管理指導	研修：１回以上 訓練：１回以上	運営基準 第30条の２第２項（第91条による準用） 及び解釈通知	
通所介護	研修：１回以上 訓練：１回以上	運営基準 第30条の２第２項（第105条による準用） 及び解釈通知	
通所リハビリテーション	研修：１回以上 訓練：１回以上	運営基準 第30条の２第２項（第119条による準用） 及び解釈通知	
短期入所生活介護	研修：１回以上 訓練：１回以上	運営基準 第30条の２第２項（第140条による準用） 及び解釈通知	
短期入所療養介護	研修：１回以上 訓練：１回以上	運営基準 第30条の２第２項（第155条による準用） 及び解釈通知	
特定施設入居者生活介護	研修：２回以上 訓練：２回以上	運営基準 第30条の２第２項（第192条による準用） 及び解釈通知	
福祉用具貸与	研修：１回以上 訓練：１回以上	運営基準 第30条の２第２項（第205条による準用） 及び解釈通知	・「運営基準」とあるのは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）を指す。 ・「解釈通知」とあるのは、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）を指す。
特定福祉用具販売	研修：１回以上 訓練：１回以上	運営基準 第30条の２第２項（第216条による準用） 及び解釈通知	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	研修：１回以上 訓練：１回以上	運営基準 第3条の30の２第２項 及び解釈通知	
夜間対応型訪問介護	研修：１回以上 訓練：１回以上	運営基準 第3条の30の２第２項（第18条による準用） 及び解釈通知	
地域密着型通所介護	研修：１回以上 訓練：１回以上	運営基準 第3条の30の２第２項（第37条による準用） 及び解釈通知	
認知症対応型通所介護	研修：１回以上 訓練：１回以上	運営基準 第3条の30の２第２項（第61条による準用） 及び解釈通知	
小規模多機能型居宅介護	研修：１回以上 訓練：１回以上	運営基準 第3条の30の２第２項（第88条による準用） 及び解釈通知	
認知症対応型共同生活介護	研修：２回以上 訓練：２回以上	運営基準 第3条の30の２第２項（第108条による準用） 及び解釈通知	
地域密着型特定施設入居者生活介護	研修：２回以上 訓練：２回以上	運営基準 第3条の30の２第２項（第129条による準用） 及び解釈通知	
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	研修：２回以上 訓練：２回以上	運営基準 第3条の30の２第２項（第157条による準用） 及び解釈通知	
看護小規模多機能型居宅介護	研修：１回以上 訓練：１回以上	運営基準 第3条の30の２第２項（第182条による準用） 及び解釈通知	・「運営基準」とあるのは、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第38号）を指す。 ・「解釈通知」とあるのは、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年7月29日老企第22号）を指す。
指定居宅介護支援等	研修：１回以上 訓練：１回以上	運営基準 第19条の２第２項 及び解釈通知	
指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム	研修：２回以上 訓練：２回以上	運営基準 第24条の２第２項（指定介護老人福祉施設） 及び解釈通知 基準 第24条の２第２項（特別養護老人ホーム） 及び解釈通知	・「運営基準」とあるのは、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）を指す。 ・「解釈通知」とあるのは、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第43号）を指す。 ・「基準」とあるのは、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第46号）を指す。 ・「解釈通知」とあるのは、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老発第214号）を指す。
介護老人保健施設	研修：２回以上 訓練：２回以上	運営基準 第26条の２第２項 及び解釈通知	・「運営基準」とあるのは、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第40号）を指す。 ・「解釈通知」とあるのは、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第44号）を指す。
介護医療院	研修：２回以上 訓練：２回以上	運営基準 第30条の２第２項 及び解釈通知	・「運営基準」とあるのは、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成30年1月18日厚生労働省令第5号）を指す。 ・「解釈通知」とあるのは、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成30年3月22日老老発0322第1号）を指す。